

乗入れについてよくあるご質問 (Q&A)

Q1	承認工事とはどのような工事ですか。
A1	道路管理者（知立市土木課）に変わって行う工事のことを言います。
Q2	どのように手続きを行えばよいか。
A2	ホームページに様式が掲載されておりますのでダウンロードしていただき、申請様式に必要な事項を記載の上、必要な添付書類を添付し、土木課窓口まで申請をお願いします。詳しい申請方法につきましては自動車乗入れ口設置工事申請書作成の手引きを確認するか土木課までお問い合わせください。
Q3	乗入れの設置を検討しているが工事方法等について専門知識がないため、どのようにやればいいのか分からない。
A3	乗入れの設置方法につきましては、専門的な知識を有する土木業者や建築業者等へご相談ください。
Q4	すでに乗入れは設置されているが、植栽やガードレールが支障となる。撤去することは可能か。また、乗入れ口を拡幅することは可能か。
A4	乗入れ幅に基準があるため、基準より広い乗入れにつきましては、支障となる植栽、ガードレールの撤去、乗入れの拡幅はできません。位置の変更や基準より狭い幅の乗入れについては、乗入れの拡幅により、個人負担で植栽の移植やガードレールの撤去は可能です。
Q5	乗入れ設置は市に依頼すれば設置してもらえるか。
A5	乗入れにつきましては、個人が必要とするものです。必要とする方で乗入れの設置を行ってください。
Q6	乗入れを設置するのに費用はいくらかかるか。
A6	乗入れの費用に関しましては、現場の条件により異なりますので市では分かりません。ご自身で専門業者に見積もり依頼をしていただき費用について検討を行ってください。